

議案第13号

北本市職員の給与に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

北本市職員の給与に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

平成22年2月23日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の給与に関する条例及び北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(北本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北本市職員の給与に関する条例(昭和28年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項第2号中「(市有建物を無償で貸与されている者を除く。)」を「であって世帯主であるもの」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

第13条第3項中「この項において」を削り、同条に次の3項を加える。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤

務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年

条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(時間外代休時間)

第8条の2 任命権者は、北本市職員の給与に関する条例(昭和28年条例第1号)第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外代休時間を指定された職員は、当該時間外代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「勤務日等(」の次に「第8条の2第1項の規定により時間外代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第13条第2項第3号中「90日」の次に「(任命権者が別に定める疾病にあつては、180日)」を加える。

第15条第3項中「(昭和28年条例第1号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第13条第2項第3号の規定は、この条例の施行の日以後に承認する病気休暇から適用する。

(北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 北本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条の表第13条第1項の項の次に次のように加える。

第13条 第4項	(第2項	(北本市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第8号。以下「育児休業 条例」という。))第16条
第13条 第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業 条例第16条の規定により読み替えられ た同項ただし書に規定する7時間45分 に達するまでの間の勤務に係る時間であ る場合にあっては、第16条第2項に規 定する勤務1時間当たりの給与額に10 0分の150(その時間が午後10時から 翌日の午前5時までの間である場合 は、100分の175)から100分の 100(その時間が午後10時から翌日 の午前5時までの間である場合は、10 0分の125)を減じた割合を乗じて得 た額とする

第20条の表第13条第1項の項の次に次のように加える。

第13条 第4項	(第2項	(北本市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年条例第8号。以下「育児休業 条例」という。))第20条
第13条 第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業 条例第20条の規定により読み替えられ た同項ただし書に規定する7時間45分 に達するまでの間の勤務に係る時間であ る場合にあっては、第16条第2項に規 定する勤務1時間当たりの給与額に10 0分の150(その時間が午後10時から 翌日の午前5時までの間である場合 は、100分の175)から100分の 100(その時間が午後10時から翌日 の午前5時までの間である場合は、10

		0分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
--	--	-------------------------